

大館市創業支援補助金

《※表記は、別紙2にその説明書きがあります。》

- 1 対象者 市内で新たに創業(※1)する者で、次の全てに該当すること。
- ①市民、または市民を代表者とする市内に所在する法人
 - ②特定創業支援事業(※2)を受講完了していること
 - ③市税などを滞納していないこと
 - ④本補助金の交付を受けたことがないこと（既交付者でも、状況により、交付から8年後以降の手続きが可能。）
- 2 補助対象経費 創業一か月後までに取得・支出した次のもの(※3)
- 事業拠点費
事務所や店舗の借り受けに係る初期費用。事務所や店舗の改装(※4)または看板等の構築物に係る経費。
 - 施設備導入費
事業運営に必要な什器、備品、ソフトウェアの購入費。
 - 宣伝広告費
テレビ・ラジオ・新聞等の広告費。ホームページ作製費（外注）。チラシ作製費及び配布費。
- 3 補助金の金額 対象経費の1/2以内の金額で上限25万円。ただし、次に該当する場合、各25万円を加算し、加算後の上限は100万円。
- ①県外から移住し、移住後1年以内に創業
 - ②法人を設立したうえで創業
 - ③女性の創業
 - ④大館市の地域資源(※5)を活用した創業
 - ⑤40歳未満の者による創業
- 4 支払時期他 本補助金は、創業後及び対象経費支出後の交付決定となります。交付決定・補助金交付までの流れは別紙1のとおりです。交付決定を行った後、1ヶ月以内の補助金交付を基本としますが、予算状況により、交付決定時期を遅延することがあります。

●創業及び本補助金ご利用をお考えの方は、計画段階で大館市商工課（電話43-7071）まで、ご相談ください。

大館市創業支援補助金 交付決定・補助金交付までの流れ

(1) 創業相談

創業をお考えの方は、大館市商工課（Tel43 - 7071）までご相談ください。
相談内容により、金融機関（融資相談）、商工団体（個別経営指導）を紹介します。

(2) 特定創業支援事業を受講。

商工団体（大館商工会議所または大館北秋商工会）が実施する個別経営指導を受講。

(3) 特定創業支援事業を受けたことの証明書の交付申請。

個別経営指導の受講を完了した際、大館市商工課へ証明書交付を申請。
申請書提出から1週間以内に証明書を交付します。

(4) 事業承認申請

創業前において、補助対象事業承認申請書に創業計画書などを添付し、大館市商工課へ提出。創業しようとする事業が大館市創業支援補助金の趣旨に合致すると認められた場合、事業承認通知書を交付します。

(5) 創 業

(6) 補助金の交付申請

創業後2カ月以内に、創業支援補助金交付申請兼実績報告書に所定様式を添付して大館市商工課へ補助金の交付申請。

現地調査等を経て、補助金交付の可否、また、交付額を検討し、適当と認められた場合、交付決定を行います。

(7) 補助金交付

交付決定から1カ月以内に、補助金を交付します。

別紙 2

- ※1 創業しようとする業種について、農業、林業、漁業、金融業、医療業、公序良俗に反する業種は、本助金の対象外となります。また、保険業・福祉業・サービス業については、一部の業種で本補助金の対象外となります。
- ※2 特定創業支援事業とは、創業希望者に行う継続的な支援で、経営・財務・人材育成・販路開拓などの知識が身につく事業を指します。
本市では、大館商工会議所または大館北秋商工会が実施する個別経営指導を特定創業支援事業に位置付けています。
個別経営指導の受講完了後、受講者からの申請により、特定創業支援事業を受けた証明書が市が発行します。本補助金の手続きの際、この証明書が必要となります。
- ※3 事業拠点費及び設備導入費については、消費税及び地方消費税を除いた単価が3万円以上のものが対象。（3万円未満のものは対象に含まれません。）
宣伝広告費については、3万円未満の費用も対象に含みます。
なお、国や県の創業補助金交付を受ける場合、当該額を本補助金の対象経費から減額・調整します。
また、大館市商業活性化総合支援事業費補助金（空き店舗等利活用事業）と本補助金を重複して補助金を受けることはできません。
- ※4 改装費の中に事業に使用しない部分の費用が含まれる場合、面積按分などにより、対象部分の改装費を算出します。
- ※5 創業計画、創業直後の事業割合において、地域資源を活用した商品またはサービスが事業全体の半数を超えることで、当該項目による補助金の加算を行うことができます。

《 大館市の地域資源 》

農林水産物： 秋田杉、枝豆、大館さくら豚、どじょう、とんぶり、
比内地鶏、山の芋

鉱業製品等： 秋田杉桶樽、きりたんぽ、清酒、十和田石、マゲワツパ

観光資源等： 秋田犬、旧小坂鉄道、田代岳県立自然公園、長走風穴